

C 五郎沼と嶋の堂千手観音

嶋の堂千手観音

C⑮ 三霊場札所・嶋の堂

嶋の堂は、「当国三十三所」・「陸中八十八所」・「奥羽三十三所」の三か所の巡礼札所として長い歴史と由緒を物語っている。三霊場の札所を兼ねる類例は全国的に少なく、それだけに広く近郷に周知され、人々の信心の拠り所となってきた観音霊場といえる。

嶋の堂は、「当国三十三所」の霊場の6番札所になっている。当国とは、紫波・稗貫・和賀の三郡のことである。宝暦13年（1763年）に作成された盛岡藩の社寺の沿革等を記録した『御領分社堂』に、嶋の堂千手観音と当国三十三所についての記事がある。

「五郎沼嶋堂広泉寺千手観音、和賀・稗貫・志和三郡乃札所六番目御座候、何年之頃二候哉堂地斗にて、観音嶋ト往古より唱え候、古堂地観音嶋五郎沼より十五間程西二谷地御座候中二て順礼之者共及難儀候付・・・」

この記録から藩政時代には和賀・稗貫・志和の三郡を巡礼圏とする三十三所の霊場が成立していたことが知られる。「和賀・稗貫・志和三郡乃札所」が当国三十三所を意味するものの推測されるが、この三十三所の霊場がいつの頃から「当国三十三所」と呼ばれるようになったかは不明である。

当国三十三所が成立した時期は定かではないが、『御領分社堂』の記録から宝暦13年（1763年）以前に成立していたことは確かであろう。「糠部三十三所」が永正9年（1512）頃には成立していたことから、当国三十三所の創始は中世につながる可能性があるが、納札など具体的な資料が見つかっていない。

当国三十三所は、紫波町内では嶋の堂千手観音のほか、片寄黄金堂十一面観音が4番、二日町高水寺十一面観音が7番、山屋山谷寺聖観音が12番、彦部千手堂千手観音が13番、佐比内岩谷聖観音が14番の札所になっている。嶋の堂の御詠歌は、次のように詠われている。

「六番 本尊千手 南日詰村 嶋の堂 いでて見よ はなのさかりは しまのたう 大悲をふごの かすみたなひく」（小原延次郎 大正15年〈1926〉『和賀郡稗貫郡志和郡巡礼札所御詠歌』）。この御詠歌の作者や制作年代は定かではない。

嶋の堂は、「陸中八十八所」霊場の10番札所になっている。陸中八十八所は、花巻市・北上市・紫波町・盛岡市・矢巾町の5市町を巡礼圏にしている。明治24年（1891）、大興寺30世桐野圓宗（第1番）、自性院48世斎藤光海（第77番）、光勝寺26世赤塚宥天（第88番）の三人が創始した。

また、嶋の堂は、「奥羽三十三所」霊場の5番札所になっている。奥羽三十三所は、旧陸奥国に属した青森県・岩手県・宮城県の三県を巡礼圏とする。奥羽とは、旧陸奥国（奥州）と旧出羽国（羽州）を合わせた地域であるが、なぜか旧出羽国の地域が入っていない。